

## 指 示

平成25年3月7日

葛尾村長 殿

写) 福島県知事 殿

平成23年(2011年)福島第一原子力発電所  
事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。

### 記

1. 葛尾村における平成23年3月12日の原子力災害対策本部長指示により避難のための立退きを求めた東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域及び平成23年4月22日の原子力災害対策本部長指示により設定された計画的避難区域については、平成23年12月26日に原子力災害対策本部において決定した「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を踏まえ、平成25年3月22日午前0時をもって別紙のとおり避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に見直し、居住者等に対してその旨周知するとともに、引き続き避難を継続させること。
2. 葛尾村における平成23年4月21日の原子力災害対策本部長指示により設定された警戒区域については、平成23年12月26日に原子力災害対策本部において決定した「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を踏まえ、平成25年3月22日午前0時をもって解除し、居住者等に対してその旨周知すること。

以上

<p>避難指示解除 準備区域</p>	<p>(大笹行政区、大放行政区、落合行政区、上葛尾行政区、上野川行政区、 下葛尾行政区、夏湯行政区及び野川行政区の全ての区域。岩角行政区 及び広谷地行政区の一部の区域)</p> <p>葛尾村大字落合 字関下の全ての区域 字西ノ内の全ての区域 字菅ノ又の全ての区域 字落合の全ての区域 字夏湯の全ての区域 字大放の全ての区域 字手倉の全ての区域 字家老川の全ての区域 字木取場のうち、29番地、30番地、30番地2、 35から37番地、38番地1から3、 39番地、40番地1、41番地、42番地1、 43番地1から2及び5から6、44番地1、 45番地から46番地、47番地1から2、 48番地、49番地1及び3から5、 50番地1、51番地1、52番地1、 53番地1、54番地1及び3、 55番地から58番地、59番地1から2、 60番地から61番地、62番地1から2、 63番地1、108番地、 110番地から115番地 を除く区域 字大笹のうち、273番地17及び35、 616番地から622番地、 624番地から626番地、 628番地から630番地、 631番地1から2、633番地、 634番地1から4、 635番地から637番地、 639番地1から2、640番地、642番地、 643番地1から2、 644番地から645番地、</p>
------------------------	---

646番地1から4、647番地、  
 648番地1から3、649番地、  
 650番地1から2、  
 651番地から660番地、  
 661番地1から3、  
 662番地から666番地、  
 667番地1から2、669番地1から3、  
 672番地1から2、674番地1から2、  
 675番地から676番地、  
 677番地1から2、678番地1から3、  
 679番地1から3、680番地、  
 685番地から686番地、  
 689番地から690番地、693番地、  
 696番地、698番地、  
 700番地から701番地、703番地、  
 705番地から707番地、  
 710番地から711番地、714番地、  
 717番地から722番地、  
 726番地から728番地、  
 756番地1から2、760番地1から8、  
 761番地、762番地1から3、  
 858番地1から4、859番地、  
 860番地1から8、861番地、  
 862番地1から11、863番地、  
 864番地1から2、865番地、  
 895番地から898番地、  
 899番地1から3、  
 900番地から901番地、  
 904番地1から3、905番地1から2、  
 906番地から916番地、918番地  
 を除く区域

葛尾村大字葛尾 字風越の全ての区域  
 字梨木平の全ての区域  
 字堂平の全ての区域  
 字中平の全ての区域  
 字銅谷平の全ての区域  
 字敷井畑の全ての区域

字中清水の全ての区域  
字関場の全ての区域  
字北平の全ての区域  
字登館の全ての区域  
字八ツ田の全ての区域  
字仲田の全ての区域  
字東平の全ての区域  
字板木の全ての区域  
字下ノ内の全ての区域  
字湯口の全ての区域  
字小坂の全ての区域  
字広谷地のうち、1番地1から2、10番地1から2、  
16番地、17番地1から6、  
18番地1から4、19番地1から3、  
20番地1から2、21番地1から6、  
22番地1から3、23番地1、  
24番地1及び3から4、  
25番地1及び3から4、26番地1、  
27番地、31番地から34番地、  
35番地1から2及び6から9、36番地、  
37番地1及び3から9、  
38番地1及び3から15、  
39番地1から7、40番地1、41番地、  
42番地1及び5、43番地1及び6から9、  
44番地1及び3、45番地1及び7から9、  
46番地1、47番地1及び4から9、  
48番地1及び5から7、49番地、  
50番地1及び7から12、  
51番地1から2、52番地1及び3から5、  
53番地、54番地1から2、  
55番地1から6、56番地1及び3、  
57番地1から2、58番地から61番地、  
62番地1から3、63番地1から2、  
65番地から66番地、67番地1、  
68番地1、69番地1及び5、  
70番地1から8、71番地、  
72番地1から2、73番地1から5、

74番地から77番地、78番地1から2、  
79番地から84番地、  
120番地から122番地、  
123番地1から2、124番地1から2、  
125番地1から2、126番地、  
128番地1から2、221番地1、  
222番地、223番地1、225番地、  
227番地から228番地、230番地、  
239番地、241番地から255番地、  
260番地1から2、  
266番地から271番地、  
272番地1から2

を除く区域

葛尾村大字上野川字東の全ての区域

字仲谷地の全ての区域

字上野川の全ての区域

字宝伝前の全ての区域

字赤根久保の全ての区域

字遠ノ子の全ての区域

字静田和の全ての区域

字仲殖の全ての区域

字境ノ岫の全ての区域

字一盃森の全ての区域

字三本松の全ての区域

字蟹山の全ての区域

葛尾村大字野川 字湯ノ平の全ての区域

字十良内の全ての区域

字六良田の全ての区域

字町の全ての区域

字関場の全ての区域

字廻田の全ての区域

字仲ノ内の全ての区域

字南仲ノ内の全ての区域

字草刈場の全ての区域

字浜井場の全ての区域

字中島の全ての区域

字蔵久の全ての区域

	<p>字清ノ内の全ての区域 字湯殿の全ての区域</p> <p>葛尾村内国有林磐城森林管理署 1 2 2 6 林班から1 2 3 4 林班、1 2 3 8 林班のうち、「ぬ<sub>1</sub>」、「ぬ<sub>2</sub>」、「る」及び「わ」を除く林班、1 2 3 9 林班から1 2 8 6 林班</p>
<p>居住制限区域</p>	<p>(岩角行政区及び広谷地行政区の一部の区域)</p> <p>葛尾村大字落合 字木取場 2 9 番地、3 0 番地、3 0 番地 2、 3 5 から 3 7 番地、3 8 番地 1 から 3、 3 9 番地、4 0 番地 1、4 1 番地、4 2 番地 1、 4 3 番地 1 から 2 及び 5 から 6、4 4 番地 1、 4 5 番地から 4 6 番地、4 7 番地 1 から 2、 4 8 番地、4 9 番地 1 及び 3 から 5、 5 0 番地 1、5 1 番地 1、5 2 番地 1、 5 3 番地 1、5 4 番地 1 及び 3、 5 5 番地から 5 8 番地、5 9 番地 1 から 2、 6 0 番地から 6 1 番地、6 2 番地 1 から 2、 6 3 番地 1、1 0 8 番地、 1 1 0 番地から 1 1 5 番地</p> <p>字大笹 2 7 3 番地 1 7 及び 3 5、 6 1 6 番地から 6 2 2 番地、 6 2 4 番地から 6 2 6 番地、 6 2 8 番地から 6 3 0 番地、 6 3 1 番地 1 から 2、6 3 3 番地、 6 3 4 番地 1 から 4、 6 3 5 番地から 6 3 7 番地、 6 3 9 番地 1 から 2、6 4 0 番地、6 4 2 番地、 6 4 3 番地 1 から 2、 6 4 4 番地から 6 4 5 番地、 6 4 6 番地 1 から 4、6 4 7 番地、 6 4 8 番地 1 から 3、6 4 9 番地、 6 5 0 番地 1 から 2、 6 5 1 番地から 6 6 0 番地、 6 6 1 番地 1 から 3、 6 6 2 番地から 6 6 6 番地、 6 6 7 番地 1 から 2、6 6 9 番地 1 から 3、</p>

672番地1から2、674番地1から2、  
675番地から676番地、  
677番地1から2、678番地1から3、  
679番地1から3、680番地、  
685番地から686番地、  
689番地から690番地、693番地、  
696番地、698番地、  
700番地から701番地、703番地、  
705番地から707番地、  
710番地から711番地、714番地、  
717番地から722番地、  
726番地から728番地、  
756番地1から2、760番地1から8、  
761番地、762番地1から3、  
858番地1から4、859番地、  
860番地1から8、861番地、  
862番地1から11、863番地、  
864番地1から2、865番地、  
895番地から898番地、  
899番地1から3、  
900番地から901番地、  
904番地1から3、905番地1から2、  
906番地から916番地、918番地

葛尾村大字葛尾

字広谷地1番地1から2、10番地1から2、  
16番地、17番地1から6、  
18番地1から4、19番地1から3、  
20番地1から2、21番地1から6、  
22番地1から3、23番地1、  
24番地1及び3から4、  
25番地1及び3から4、26番地1、  
27番地、31番地から34番地、  
35番地1から2及び6から9、36番地、  
37番地1及び3から9、  
38番地1及び3から15、  
39番地1から7、40番地1、41番地、  
42番地1及び5、43番地1及び6から9、  
44番地1及び3、45番地1及び7から9、

	<p>46番地1、47番地1及び4から9、  48番地1及び5から7、49番地、  50番地1及び7から12、  51番地1から2、52番地1及び3から5、  53番地、54番地1から2、  55番地1から6、56番地1及び3、  57番地1から2、58番地から61番地、  62番地1から3、63番地1から2、  65番地から66番地、67番地1、  68番地1、69番地1及び5、  70番地1から8、71番地、  72番地1から2、73番地1から5、  74番地から77番地、78番地1から2、  79番地から84番地、  120番地から122番地、  123番地1から2、124番地1から2、  125番地1から2、126番地、  128番地1から2、221番地1、  222番地、223番地1、225番地、  227番地から228番地、230番地、  239番地、241番地から255番地、  260番地1から2、  266番地から271番地、  272番地1から2</p> <p>葛尾村内国有林磐城森林管理署  1062林班から1064林班、1235林班から1237林班、  1238林班のうち、「ぬ<sub>1</sub>」、「ぬ<sub>2</sub>」、「る」及び「わ」の区域</p>
<p>帰還困難区域</p>	<p>(野行行政区の全ての区域)</p> <p>葛尾村大字葛尾 字柏原の全ての区域  字野行の全ての区域  字小出谷の全ての区域</p> <p>葛尾村内国有林磐城森林管理署  1078林班から1081林班、1083林班から1094林班</p>